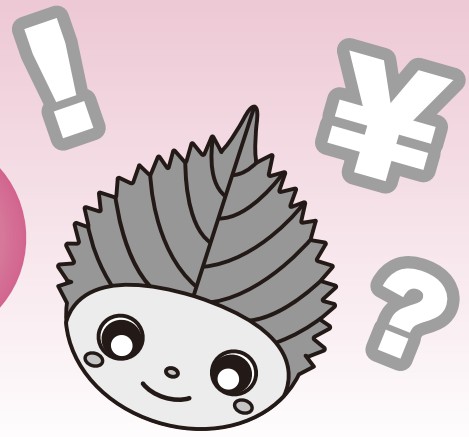


分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!

# 税のたより



## 償却資産(固定資産税)の申告について

償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物(駐車場の舗装・塀・看板等)、機械および装置(旋盤・電気設備等)、工具・器具および備品(パソコン・机・陳列棚等)などの事業用資産です。これらの資産を所有している方は、平成24年1月1日現在の所有状況を1月31日(火)までに申告してください。

**問合せ先** 役場 税務課 内線178・179

## 確定申告書の作成はパソコンで

広域還付申告センターでは、税理士によりパソコンを利用した確定申告書の作成補助を行っています。

**ところ** アスナルホール

金山総合駅北口アスナル金山内

※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

**とき** 2月1日(水)～9日(木) 午前9時15分～午後5時

※土日を除く

※会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合がありますので、できるだけ午後4時までにお越しください。

**問合せ先** 名古屋国税局 個人課 税課 ☎(951)3511 内線4122

## 津島税務署からのお知らせ

●国税に関するご質問・ご相談について

納税者の皆さんからの電話による国税に関するご質問・ご相談は国税局「電話相談センター」でお受けしています。そのため、税務署の代表電話の受付は自動音声案内となっています。具体的な操作方法については、音声案内に従っていただきますようお願いいたします。また、個別的な照会に対する税務署での面接相談は、十分な時間を持つて適切な対応ができるよう、事前予約制といたしますのであらかじめご了承願います。

なお、税金の納付相談で税務

署へお越しいただく際には、事前の予約は必要ありません。

※予約の際には、住所、名前および相談内容等をお伺いします。

●平成23年分所得税確定申告書等の送付について

平成23年分から青色申告決算書用紙は、確定申告書用紙等に同封して送付します。

なお、平成22年分の所得税および消費税の確定申告の際に、e-Taxを利用された方(津島税務署、津島商工会議所または役場等からパソコンを使用して提出された方や国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用された方を含む)等には、確定申告書および青色申告決算書等は送付されません。確定申告書および青色申告決算書等が必要な場合は、国税庁ホームページから出力していただくか、税務署の窓口等でお受け取りいただきますようお願いいたします。

●平成23年分確定申告会場開設について

津島税務署では、所得税、個人

事業者の消費税および贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

**とき** 2月15日(水)～3月15日(木)午前9時～午後5時

**ところ** 津島商工会議所

津島市立込町4丁目14番

地

**注意事項** ・開設期間中、津島

税務署では申告書の提出はできませんが、申告書の作成指導は行っていますのでご了承ください。

・土日は開設していませんが、2月19・26日(日)に限り開設します。

・申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しただきますようお願いいたします。

## ◎所得税の

### 住宅借入金等特別控除説明会

平成23年中に住宅ローン等を利用してマイホームを新築・購入・増改築された方を対象に所得税の住宅借入金等特別控除を受けするための説明会を次のとおり開催しますので、必要書類を持参のうえご参加ください。

**とき** 2月7日(火)

・午前の部 9時30分～11時30分  
・午後の部 1時30分～3時30分

**ところ** スポーツセンター 2階  
選手ミーティング室

**必要書類**

源泉徴収票・住民票の写し・土地、家屋の登記事項証明書(津島法務局)・年末残高証明書・売買契約書、工事請負契約書等・還付金の振込口座が分かるもの・印鑑

※売買契約書、工事請負契約書等のみ原本とコピーを1部用意してください。また、右記以外の書類が必要な場合もありますので、必ず事前に確認してください。

国税庁HP <http://www.nta.go.jp>

**問合せ先** 津島税務署

☎0567(26)2161

### 平成12年から平成17年の

#### 間に相続等に係る

#### 生命保険契約等に基づく年金を受給していた方へ

遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分について

は、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決(平成22年7月6日)を受けて、平成22年10月に、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱いが変更されました。これにより、過去5年以内の各年分について、所得税が納め過ぎとなつている方に、税務署で所得税の還付手続きを行っていただき、その手続きに基づき個人住民税の還付を行ってきました。

このたび、平成13年度分以後の各年度分について、納め過ぎとなつている個人住民税に相当する額を特別還付金として支給する制度を設けました。特別還付金の申請期間は、平成24年1月から平成24年12月までとなっておりますので、対象となる方はこの期間内に役場税務課で特別還付金支給の申請手続きをしていただきますようお願いいたします。

**問合せ先** 役場 税務課 内線175・176

### 従業員・青色事業専従者の 年末調整事務のご相談は 商工会へ

商工会では、個人事業者の方を対象に個別記帳指導講習会を次のとおり開催します。

記帳でお悩みの方、新しく記帳を始める方、記帳について相談を受けたい方や白色申告の方もお気軽にお出掛けください。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もぜひどうぞ。

**とき** 1月10日(火)午前9時～午後3時

**ところ** 商工会会議室(大治会館内)

**テーマ** 年末調整の計算方法について

**問合せ先** 商工会

☎(442)4511

HP <http://www7.ocn.ne.jp/~ooharu/>